三　臨地実務実習施設には、実習内容、受け入れる学生の数等に応じ、必要な数の実習指導者を置くこと。

四　実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、臨地実務実習の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

五　巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。

第二条　短期大学設置基準第三十五条の十第一項第三号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。

一　連携実務演習等の授業（以下この条において「連携実務演習等」という。）で取り組む課題は、連携先事業者（連携実務演習等の実施において短期大学と連携する事業者をいう。以下この条において同じ。）における実務に密接な関連を有するものとして連携先事業者が指定するものであって、学生の探求的な学習活動が促されるものであること。

二　連携先事業者と協議して連携実務演習等の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

三　連携実務演習等の実施計画は、連携実務演習等の内容及び日程、演習等指導者（連携先事業者に所属し、連携実務演習等における学生への指導、担当教員への助言等を行う者をいう。次号及び第五号において同じ。）の指定、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬等の取扱いその他の連携実務演習等の実施に必要な事項を記載すること。

四　連携先事業者において、演習等指導者を指定すること。

五　演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、連携実務演習等の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

附　則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第七号

短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第十六条第三項の規定に基づき、短期大学が入学前の実務の経験を授業科目の履修とみなして行う単位の授与について定める告示を次のように定める。

平成三十年一月二十六日　　文部科学大臣　林　芳正

短期大学が入学前の実務の経験を授業科目の履修とみなして行う単位の授与について定める告示

短期大学設置基準第十六条第三項に規定する入学前の実務の経験を通じた職業に必要な能力の修得を授業科目の履修とみなして短期大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上覧に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によって行うものとする。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて、修業年限が二年の短期大学にあっては十五単位、修業年限が三年の短期大学にあっては二十三単位（短期大学設置基準第十九条に規定する短期大学であって同条に規定する要件を卒業の要件とするもの（以下「短期大学設置基準第十九条の短期大学」という。）にあっては、十五単位）を超えないものとする。

授業科目	単位を与えられる者	単位を与える方法		
職業に必要な能力を育成することを目的とする科目	専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、法令の規定に基づく職業資格又は次に掲げる実務の能力に関する審査における成果（当該短期大学において短期大学の教育に相当する水準を有すると認めたものに限る。）を有することにより、当該短期大学の授業科目について修得させることとしている職業に必要な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者	中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる職業に必要な能力を修得させることとしている授業科目について、修業年限が二年の短期大学にあっては十五単位を超えない範囲で、修業年限が三年の短期大学にあっては二十三単位（短期大学設置基準第十九条の短期大学にあっては、十五単位）を超えない範囲で与える。		
	一　法令の規定に基づく技能検定、技能審査その他の実務の能力に関する審査 二　前号に掲げるもののほか、前号の審査と同等以上の社会的評価を有する実務の能力に関する審査であって、次に掲げる要件を備えたもの イ　審査を行う者が国、地方公共団体、独立行政法人その他の公益的法人であること ロ　審査の内容が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百八条第一項に規定する短期大学の目的に照らして適切なものであること ハ　審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること ニ　審査の実施の方法が、適切かつ公正であること	臨地実務実習（専門職学科において開設するものに限る。）	専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、当該職業において実務上の業績により、当該短期大学の授業科目において修得させることとしている職業に必要な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者	中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる職業に必要な能力を修得させることとしている授業科目について、修業年限が二年の短期大学にあっては十五単位を超えない範囲で、修業年限が三年の短期大学にあっては二十三単位（短期大学設置基準第十九条の短期大学にあっては、十五単位）を超えない範囲で与える。

附　則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第二百十号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第六十四の規定に基づき、オーストラリアから発送されるハス種のアボカドの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

平成三十年一月二十六日　　農林水産大臣　齋藤　健

一　植物及び地域

オーストラリア植物防疫機関が次に掲げる要件を満たしているものとして指定した生産園地（以下「指定生産園地」という。）で生産されたハス種のアボカドの生果実（成熟したものを除く。）であること。

㈠　オーストラリア（タスマニアを除く。以下同じ。）のうち、オーストラリア植物防疫機関が次に掲げる要件を満たしている地区として指定した地域（以下「指定地域」という。）内に所在すること。

ア　クインスランドミバエが発生していないこと。

イ　クインスランドミバエについて二によるトラップ調査（トラップを用いた有害動物の有無に関する調査をいう。以下同じ。）及び生果実調査（生果実に係る有害動物の付着の有無に関する調査をいう。以下同じ。）が行われていること。

ウ　オーストラリア内のクインスランドミバエ発生地域及びクインスランドミバエの寄主植物の移入につき厳重な規制が行われていること。

㈡　検疫有害動植物に対する病害虫防除が行われていること。